

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成30年 2月26日

名古屋市長 河村 たかし

特定事業（名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業） の選定について

1 事業内容

(1) 事業名称

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

展示場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業目的

名古屋市国際展示場は、昭和48年から平成5年にかけて整備され、これまで名古屋圏における大型展示のための産業振興基幹施設として、極めて重要な役割を果たしてきたところであるが、近年の厳しいMICE誘致の都市間競争の中、機能面も含めさらなる整備拡充が求められている。

一方、名古屋市国際展示場第1展示館については、昭和48年の開館から40年以上経過し、施設・設備の老朽化、空調設備がないことによる夏季・冬季の稼働率の低下、円形の施設による催事の小間割のしにくさなど様々な問題を抱えている。

このような状況の中、平成27年度に第1展示館の移転改築の基本計画を策定したところである。

本事業は、この第1展示館の整備を行ない、産業貿易の振興及び国際経済交流の促進並びに市民福祉の向上に資するものである。加えて、新第1展示館の整備効果を1日でも早く地域に波及させるため、民間のノウハウを最大限活用し早期の施設整備を期待するところである。

(5) 事業範囲

事業者¹は、P F I法に基づき、新施設²の設計・建設及び現第1展示館の解体・撤去を行い、かつ本施設³の維持管理等を遂行することを事業の範囲とする。

- 新施設の設計及び建設に関する業務
- 現第1展示館の解体・撤去業務
- 新施設と既存施設⁴の維持管理業務
- その他業務

(6) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、事業者が自らの提案をもとに新施設の設計、建設を行った後、市に新施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の本施設に係る維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施することを想定している。

2 事業者の収入

市は、事業者が行う新施設の設計、建設に関する費用、現第1展示館の解体、撤去に関する費用及び本施設の維持管理に関する費用を、当該業務に係るサービスの対価としてサービス購入料を事業者に支払うものとする。

3 市が直接実施する場合とP F I事業⁵で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びP F I事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

¹ 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者。

² 本事業で、新たに整備する第1展示館（デッキを含む）をいう。

³ 新施設と既存施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。

⁴ 現第1展示館、第2展示館、第3展示館、イベント館、交流センター及び立体駐車場を総称した施設及び設備をいう。
なお、新施設の供用開始以降は現第1展示館の解体・撤去に着手するため、「既存施設」の対象範囲が変更となることに留意すること。

⁵ P F I法に基づく事業。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者⁶の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

ア 前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の 主な内訳	支出 ①設計及び建設に係る費用 ・建設費 ・設計費 等 ②解体・撤去に係る費用 ・解体工事費 ・設計費 等 ③維持管理に係る費用 ・人件費 ・修繕費 ・委託費 等 ④起債の支払利息	支出 ①サービス購入料 ・建設費の一部（交付金、起債及び一般財源充当分） ・割賦代金（建設費の残額及び解体・撤去に係る費用） ・維持管理に係るサービス購入料 ②起債の支払利息 ③モニタリング費用 ④アドバイザー費用
	収入	収入 ①税込（市税分）
事業期間	設計・建設期間：3年3ヶ月、維持管理期間：20年	
設計及び建設に係る費用	過年度の検討結果 ^{※2} を基に設定した。	他事例の実績及び聞き取り調査等に基づき、設計及び建設に係る費用について、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
解体・撤去に係る費用	民間事業者からの見積結果を基に設定した。	市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理に関する費用	既存施設の維持管理業務に係る実績額等を基に設定した。	一部の業務については、市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 その他業務は、市が直接実施する場合と同額とした。

⁶ 応募企業又は応募グループ及び協力会社。

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
資金調達に関する事項 ^{※1}	①起債 ^{※3} ②一般財源 ^{※4}	①資本金 ②民間借入 ^{※5} ③市からの一時金 ^{※6}
共通条件	割引率 1.97%、物価上昇率 0%	

- ※1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。P F I 事業により実施する場合は、P F I 事業者の資金調達の内訳。
- ※2：「名古屋市国際展示場整備構想策定業務調査報告書」（平成 20 年 3 月）及び「大規模展示場の整備等に関する調査業務報告書」（平成 28 年 3 月）に基づく。
- ※3：地方債許可方針等に準じた充当率により施設整備費総額から交付金額を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し設定した。
- ※4：施設整備費総額から起債額を除いた額より算定した。
- ※5：施設整備費総額から市からの一時金（起債、一般財源）及び資本金を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準等を勘案し設定した。
- ※6：設計及び建設に係る費用の一部については市からの一時金として、市が起債により調達する。

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施した場合の市の財政負担額と P F I 事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施した場合に比べて、P F I 事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約 9%削減することが見込まれる。

(3) 定性的評価

本事業を P F I 事業により実施した場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 供用時期の早期化による周辺地域への効果の波及

新施設の設計、施工及び現第 1 展示館の解体・撤去から本施設の維持管理までの業務を一括して民間事業者委ねることにより、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化され、供用時期の早期化が可能となる。これにより、周辺を含む、当該エリアの土地利用計画が進展し、効果波及が期待される。

さらに、民間事業者のノウハウ等の活用により、更なる工期短縮が期待できる。

イ 利用者や来場者に対するサービス水準の向上

設計、建設から維持管理までの一貫した業務遂行及び体制整備が図られることにより、施設の利用のしやすさや機能性・快適性が向上し、利用者や来場者の利便性

を高めることが期待できる。

ウ 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関しては、起債以外に市の一般財源から構成されていたが、P F I 事業として実施した場合、これまでの一般財源分の一部を民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は維持管理期間を通して每期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

エ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化等の効果が期待できる。

(4) 総合評価

本事業をP F I 事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して約9%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、魅力ある展示施設の実現を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上より、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、ここにP F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。